

与謝野町住民参画まちづくり推進業務

公募型プロポーザル募集要領

令和6年5月2日

京都府与謝野町 企画財政課

目 次

1. 目的・趣旨.....	1
2. 募集の内容.....	1
3. 見積限度額.....	1
4. 応募に関する事項.....	1
5. プロポーザル参加の手続.....	3
6. 提出書類.....	5
7. 企画提案書及び提出書類等の取扱い.....	7
8. 無効提案及びプロポーザルの辞退.....	7
9. 提案評価に関する事項.....	8
10. 選定に関する事項.....	8
11. 選定結果の通知及び公表.....	8
12. 契約の手続.....	9
13. 辞退者の取扱い.....	9
14. 担当課.....	9
【別表】	
与謝野町住民参画まちづくり推進業務 評価表.....	10

与謝野町住民参画まちづくり推進業務

公募型プロポーザル募集要領

1. 目的・趣旨

与謝野町では、今後、減少する行政資源の活用を行政だけで考えるのではなく、無作為抽出方式により選ばれた住民が参画し、地域がより良くなるように「自分ごと」として捉え、対話と協働によって住民と行政がともに知恵を出し合い、地域の課題解決に取り組むため、地域人財の育成を通して、新たな公共のまちづくりの推進に取り組むこととしている。

無作為抽出で選ばれた住民による対話には、全国の自治体が抱える様々な課題や解決事例に精通し、同様の業務で実績のあるコーディネーターの存在は必要不可欠であるため、本業務に係る受託事業者を「公募型プロポーザル方式」により募集する。

2. 募集の内容

- (1) 業務名称 与謝野町住民参画まちづくり推進業務
- (2) 業務内容 別紙「与謝野町住民参画まちづくり推進業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年1月31日（金）まで

3. 見積限度額

本業務の見積限度額は、金3,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この上限を超えてはならない。

なお、上記金額は契約（予定）金額を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであるので留意すること。

4. 応募に関する事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であり、以下の全ての要件を満たす者とする。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託するなど、連携して業務に

あたる協力企業等がある場合（再委託する場合は与謝野町と協議が必要）、当該協力企業等についても、以下のアからクの要件を満たさなければならない。

ア. 国・地方自治体から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。

イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

ウ. 役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。

（ア） 破産者で復権を得ない者。

（イ） 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

エ. 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。

（ア） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（イ） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（ウ） 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

オ. 国税、消費税、地方消費税及び町税を滞納していない法人等であること。

カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

キ. 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送

検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ク. 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

（2）事業者選定のスケジュール

項目	日程
①プロポーザルの公告	令和6年5月2日（木）
②質問期間	令和6年5月2日（木）～令和6年5月15日（水）正午
③参加申込受付期間	令和6年5月20日（月）午前8時30分～ 令和6年5月31日（金）午後5時
④第1次審査（書類審査）	令和6年6月上旬
⑤第2次審査	令和6年6月13日（木）午後7時
⑥選定結果の通知、公表	令和6年6月中旬（予定）

5. プロポーザル参加の手続

（1）プロポーザル公告

日 時：令和6年5月2日（木）

方 法：与謝野町ホームページへの掲載及び与謝野町役場掲示板への
掲示による

（2）質問及び回答

企画提案書作成に関する質問は、電子メールにより担当者へ募集要領等に関する質問書（様式7）を送付すること。（必ず電話で送付確認を行うこと。）電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は一切受け付けない。

質問期間：令和6年5月2日（木）から

令和6年5月15日（水）正午まで

回 答：質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）午後5時までに質問者に対し、電子メールで直接回答する。なお、回答内容については、順次、与謝野町ホームページに掲載する。

電子メール送信先：kikakuzaisei@town.yosano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出

提出期間：令和6年5月20日（月）午前8時30分から

令和6年5月31日（金）午後5時まで

提出場所：与謝野町企画財政課

提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は期限までに必着。到着確認を行うこと。）

提出部数：正1部、副9部

提出書類：「6. 提出書類」のとおり

その他：提案は1者につき1案とし、第1次審査及び第2次審査に係る書類提出等の費用は参加者負担とする。

(4) 審査（企画提案書プレゼンテーション）

提出された企画提案書に基づき、「与謝野町住民参画まちづくり推進業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーション審査を実施する。

(5) 審査の方法等

ア 第1次審査（書類審査）

日 時：令和6年6月上旬

- ・ 企画財政課により、企画提案書及びその他提案書類に基づく書類審査を実施する。
- ・ 第1次審査通過者には、第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

日 時：令和6年6月13日（木）午後7時

- ・ 第2次審査の実施場所等は、第1次審査の結果通知と併せて通知する。
- ・ 第2次審査はプレゼンテーションとし、その時間は各参加者3

0分（説明20分、質疑応答10分）とする。

- ・プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションには、提出している企画提案書のみを使用すること。
- ・プレゼンテーションに関する機器のうち、プロジェクター及びスクリーンは与謝野町が用意する。その他必要なものは、提案者が用意すること。
- ・希望する場合はオンラインでのプレゼンテーションも可とする。

(6) 審査の結果通知

審査の結果は、決定後速やかに電子メール及び後日書面により通知する。

なお、書類及びプレゼンテーションともに、審査結果に係る問い合わせや異議申立ては一切受け付けないこととし、他の事業者の審査結果についても公表しない。

6. 提出書類

提出書類名	注意事項	備考
(1) 参加申込書		様式1
(2) 企画提案書	ア. 別紙「与謝野町住民参画まちづくり推進業務仕様書」に従って明瞭に作成することとし、有益であると考えられる追加提案がある場合は、分かりやすく記載すること。 イ. 提出様式は自由とするが、A4版横カラー刷りとする（A3折込可）。	様式2
(3) 団体概要書		様式3
(4) 登記簿謄本 (登記事項証明書)	法人以外の団体の場合は、代表者の身分証明書	
(5) 定款	法人以外の団体の場合は、団体の設立を定めた規約その他これに類するもの	
(6) 役員名簿		様式 任意
(7) 貸借対照表等	・株式会社の場合は、過去3カ年分の貸借対照表、損益計算書及び付属書類（法人税申告書「別表	

	<p>一」「別表四」「別表五（一）」「別表五（二）」、販売費及び一般管理費の明細、その他人件費が含まれる費用があればその明細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人等の場合は、過去3カ年分の貸借対照表、収支決算書及び財産目録 ・その他の団体の場合は、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書、過去2カ年の収支計算書及び財産目録並びに代表者の主な経歴（※指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体は、設立時のもの） 	
(8) 誓約書		様式4
(9) 業務実施体制調書		様式5
(10) 協力企業等報告書	協力企業がある場合は提出すること。	様式6
(11) 業務工程表	提出様式は任意とするがA4版とする。(A3折込可)	様式任意
(12) 業務経歴書	与謝野町又は他市区町村において同様の事業を行った実績があれば、その内容を記載し提出すること。 なお、提出様式は任意とするがA4版とする。(A3折込可)	様式任意
(13) 見積書及び見積内訳書	<p>ア. 業務委託見積書及び内訳書は、円単位で作成すること。</p> <p>イ. 人件費、事業費など内訳が分かる積算を記載すること（業務量が判断できるよう、可能な限り一式表示とせず、単価数量等を用いて積算すること）。</p>	様式任意
(14) 納税証明書	<p>納税証明書は本店又は主たる事業所の証明書のみ提出すること。</p> <p>ア. 国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）：納税証明書その3の2（個人）又はその3の3（法人）</p> <p>イ. 都道府県税（「法人都道府県民税」及び「法人事業税」）</p> <p>ウ. 市町村税（「法人市区町村民税」及び「固定資産税」）</p> <p>※消費税及び地方消費税の納税の義務を負わない者は、その旨を記入して提出すること。</p>	

7. 企画提案書及び提出書類等（以下「企画提案書等」という。）の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出後において、一切の内容の変更及び再提出は認めない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された全ての企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、契約に至った場合に使用する他は業者選定以外には使用しないものとし、与謝野町の文書規定等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- (5) 提出書類は「与謝野町情報公開条例（平成18年与謝野町条例第11号）」（以下「条例」という。）の規定に基づき公開する場合がある。提出書類の内容については、公開請求があった際に条例の規定に基づき公開することを前提とするので、提出書類の内容で企業秘密のために非公開を希望する部分については、脚注等でその部分を特定したうえ明記すること。
- (6) 前号の規定により公表する場合は、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。

8. 無効提案及びプロポーザルの辞退

(1) 無効提案

次に該当する提案は無効とする。

- ア. 与謝野町に対し不正な接触をした者が行った提案
- イ. 提出書類に虚偽の記載をした者が行った提案
- ウ. 与謝野町が指定する方法以外の表現方法をした者が行った提案
- エ. 提出期限後に提出された提案

(2) プロポーザルの辞退

参加申込書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出するものとする。

9. 提案評価に関する事項

企画提案書の評価は、選定委員会において審査を行う。

なお、選定委員会では、別表「与謝野町住民参画まちづくり推進業務評価表（以下「評価表」という。）」に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点を行う。

10. 選定に関する事項

(1) 最優秀提案者の選定

プレゼンテーションの審査は、評価表に基づき選定委員会委員が行い、基準点（総評価点の6割）以上で最高点の者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(2) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても（1）のとおり評価は実施し、基準点（評価表の番号1～8の総評価点の6割）を満たすときは当該応募者を最優秀提案者として選定する。

(3) 基準点に満たない場合等の取り扱い

第1次審査通過者がいない場合、第2次審査において評価点の合計が基準点を満たす者がいない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する場合がある。

11. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

(1) 全提案者の名称（申込順）

(2) 最優秀提案者の名称

(3) 最優秀提案者の選定理由

(4) 見積金額

(5) 選定委員会委員の氏名

12. 契約の手続

- (1) 最優秀提案者として選定された者と与謝野町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、与謝野町財務規則第128条第1項各号又は、第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次に評価得点の高い順位の提案者と交渉を行い、契約を締結する場合がある。

13. 辞退者の取扱い

本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

14. 担当課

与謝野町役場 企画財政課

住 所：〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

電 話：(0772) 43-9015 企画財政課直通

FAX：(0772) 46-2851

メール：kikakuzaisei@town.yosano.lg.jp

担 当：企画財政課 渡邊

【別表】

与謝野町住民参画まちづくり推進業務 評価表

評価項目及び評価内容	配点				
	30点	24点	18点	12点	6点
1 企画提案書の内容について (30点)					
○「事務事業評価」の実施について、課題を議論し参加する住民の理解が深まるような具体的手法の提案であるか	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
○「住民会議（仮称）」の実施について、住民対話により解決策を導くために大きな効果が認められる具体的手法の提案であるか	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
○「委託業務内容」全般についての提案が目的の達成のために優れたものであり、期待する成果が得られるものであるか。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
2 実施体制、業務スケジュールについて (20点)					
○事業実施に必要な実施体制を整えられているか。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
○業務工程の妥当性を含め無理のない計画が立てられているか。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
3 業務実施の実績・能力について (30点)					
○会社の業務実績と内容はどの程度か。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
○本事業に類する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
○事業実施責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
4 事業者の地域性について (5点)					
○町内に本店・支店・営業所等のある事業者であるか。※該当しない場合は0点					
5 見積金額について (15点)					
○配点（15点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格＝得点 ※提案者が1者のみの場合は評価項目から除く					
合計	100点満点				